

# 編 修 趣 意 書

(教育基本法との対照表)

※受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
107-114	高等学校	商業	財務会計 I	
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教 科 書 名		

## 1. 編修の基本方針

会計情報の提供と活用に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指し、財務会計について実務に即して体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けることで、個人の能力を伸ばし、勤労を重んずる態度を養うことを意識している。

① 幅広い知識と教養を身に付ける観点から、学習事項に関連する内容の会計処理方法を紹介する囲み記事や学習した内容の確実な理解を図ることを目的とした囲み記事等を掲載している。

② 自主及び自立の精神を養う観点から、練習問題を掲載し、自学自習に役立つよう配慮している。

③ 正義と責任を重んずるという観点から、企業会計に関連する法的規制とその目的等を紹介した。また、会社法等や会計基準の抜粋を掲載するなど関連する法規や会計基準も掲載した。

④ 伝統と文化の尊重という点から、企業会計が社会に対して果たしている役割や背景について記述している。また、他国を尊重、国際社会の発展に寄与という観点から、基本的な用語については英語表記も行っている。

⑤ 職業及び生活との関連という点から、財務諸表の入手方法や入手した財務諸表の活用方法などについて記述している。また、学習者が具体的にイメージできるよう株式会社の会計のしくみや会計手続きの日程例等についても紹介している。

## 2. 対照表

(例)

図書構成・内容	特に意を用いた点や特色	該当箇所
まえがき	・グローバル化が進展する実社会において発展を続けるわが国について記述している。(第5号)	
第1編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い知識と教養を身に付ける観点から、財務会計に関する基礎的な内容を記述した。(第1号)</li> <li>・生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うという観点から生物と風景の写真を掲載した。(第4号)</li> <li>・伝統と文化を尊重するという観点から、偉人が残した簿記会計に関する名言を掲載した。(第5号)</li> <li>・職業及び生活との関連を重視し、財務会計が果たす様々な役割について記述している。(第2号)</li> <li>・正義と責任を重んずる観点から、企業会計が法律や会計基準などのルールにもとづい</li> </ul>	<p>p. 9～24</p> <p>p. 9</p> <p>p. 9</p> <p>p. 12～13</p> <p>p. 15～22</p>

	て行われていることや、そのルールについて記述している。(第3号)	
第2編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い知識と教養を身に付ける観点から、資産会計に関する基礎的な内容を記述した。(第1号)</li> <li>・生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うという観点から生物と風景の写真を掲載した。(第4号)</li> <li>・伝統と文化を尊重するという観点から、偉人が残した簿記会計に関する名言を掲載した。(第5号)</li> <li>・正義と責任を重んずる観点から、企業会計がルールにもとづいて行われていることがわかるよう側注に根拠法令や根拠となる会計基準等を示している。(第3号)</li> <li>・自主及び自立の精神を養う観点から、編末に総合問題を設け、第2編全体の学習内容を確認できるようにし、自学自習に役立つよう配慮している。(第2号)</li> </ul>	<p>p. 25~92</p> <p>p. 25</p> <p>p. 25</p> <p>p. 25~92</p> <p>p. 90~92</p>
第3編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い知識と教養を身に付ける観点から、負債・純資産会計に関する基礎的な内容を記述した。(第1号)</li> <li>・生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うという観点から生物と風景の写真を掲載した。(第4号)</li> <li>・伝統と文化を尊重するという観点から、偉人が残した簿記会計に関する名言を掲載した。(第5号)</li> <li>・正義と責任を重んずる観点から、企業会計がルールにもとづいて行われていることがわかるよう側注に根拠法令や根拠となる会計基準等を示している。(第3号)</li> <li>・自主及び自立の精神を養う観点から、編末に総合問題を設け、第3編全体の学習内容を確認できるようにし、自学自習に役立つよう配慮している。(第2号)</li> </ul>	<p>p. 93~122</p> <p>p. 93</p> <p>p. 93</p> <p>p. 93~122</p> <p>p. 121~122</p>
第4編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い知識と教養を身に付ける観点から、損益計算に関する基礎的な内容を記述した。(第1号)</li> <li>・生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うという観点から生物と風景の写真を掲載した。(第4号)</li> <li>・伝統と文化を尊重するという観点から、偉人が残した簿記会計に関する名言を掲載した。(第5号)</li> <li>・正義と責任を重んずる観点から、企業会計上の利益に関連させて株式会社の税や法人税等の会計処理について記述した。(第3号)</li> <li>・自主及び自立の精神を養う観点から、編末に総合問題を設け、第4編全体の学習内容を確認できるようにし、自学自習に役立つよう配慮している。(第2号)</li> </ul>	<p>p. 123~178</p> <p>p. 123</p> <p>p. 123</p> <p>p. 162~175</p> <p>p. 177~178</p>
第5編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い知識と教養を身に付ける観点から、財務諸表の作成に関する基礎的な内容を記述した。(第1号)</li> <li>・生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うという観点から生物と風景の写真を掲載した。(第4号)</li> <li>・伝統と文化を尊重するという観点から、偉人が残した簿記会計に関する名言を掲載した。(第5号)</li> </ul>	<p>p. 179~204</p> <p>p. 179</p> <p>p. 179</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正義と責任を重んずる観点から、企業会計がルールにもとづいて行われていることがわかるよう側注に根拠法令や根拠となる会計基準等を示している。(第3号)</li> <li>・自主及び自立の精神を養う観点から、編末に総合問題を設け、第5編全体の学習内容を確認できるようにし、自学自習に役立つよう配慮している。(第2号)</li> </ul>	<p>p. 180～204</p> <p>p. 203～204</p>
第6編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い知識と教養を身に付ける観点から、財務諸表の活用に関する基礎的な内容を記述した。(第1号)</li> <li>・生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うという観点から生物と風景の写真を掲載した。(第4号)</li> <li>・伝統と文化を尊重するという観点から、偉人が残した簿記会計に関する名言を掲載した。(第5号)</li> <li>・職業及び生活との関連を重視し、様々な職業や立場から財務諸表の有用性を紹介し、また、財務諸表の入手方法についても記述している。(第2号)</li> <li>・国際社会の発展に寄与するという観点から、グローバル化が進んだ現代の企業の実態を把握するために重要となっている連結財務諸表の意味と作成目的や、その活用について記述している。</li> </ul>	<p>p. 205～232</p> <p>p. 205</p> <p>p. 205</p> <p>p. 206～209</p> <p>p. 227～231</p>
発展編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い知識と教養を身に付ける観点から、連結財務諸表に関する基礎的な内容を記述した。(第1号)</li> <li>・生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うという観点から生物と風景の写真を掲載した。(第4号)</li> <li>・伝統と文化を尊重するという観点から、偉人が残した簿記会計に関する名言を掲載した。(第5号)</li> </ul>	<p>p. 233～257</p> <p>p. 233</p> <p>p. 233</p>
記帳例題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主及び自立の精神を養う観点から、記帳例題を掲載し、自学自習に役立つよう配慮している。(第2号)</li> </ul>	<p>p. 258～263</p>
総合学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主及び自立の精神を養う観点から、財務会計の理解を深める課題(考えてみよう・実践してみよう)を掲載し、創造的に対応できる力が身に付くように配慮している。(第2号)</li> </ul>	<p>p. 264～266</p>
英語表記一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他国を尊重、国際社会の発展に寄与するという観点から、基本的な用語について、英語表記一覧表を掲載している。(第5号)</li> </ul>	<p>p. 267</p>

### 3. 上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色

- ① 豊かな人間性、創造性を養うという観点から、様々な形式の例題を扱い、対応する練習問題を掲載している。
- ② 一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得するという観点から、資産・負債・収益・費用等の財務諸表の構成要素から、財務諸表の作成、企業集団全体としての連結財務諸表の作成、さらには作成した財務諸表の活用まで丁寧に記述している。

# 編 修 趣 意 書

(学習指導要領との対照表、配当授業時数表)

※受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
107-114	高等学校	商業	財務会計 I	
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教 科 書 名		

## 1. 編修上特に意を用いた点や特色

本書は、「財務会計 I」を履修する学習者のために、財務会計の基礎を理解させることを目的として編修した。

本書は、上記の目的を効率よく達成できるようにするために以下の点に配慮して編修している。

- (1) 全体を「第1編 財務会計の基礎」, 「第2編 資産」, 「第3編 負債と純資産」, 「第4編 損益計算」, 「第5編 財務諸表の作成」, 「第6編 財務諸表の活用」, 「発展編 連結財務諸表」に分けて、各編ごとにまとまりのある学習ができるようにした。
- (2) 資産と負債、純資産の会計処理に関する内容については「第2編 資産」および「第3編 負債と純資産」において、それぞれの意味や考え方を説明したうえで、処理の方法や計算方法を理解できるように構成した。
- (3) 収益と費用、税の会計処理に関する内容については「第4編 損益計算」において、それぞれの意味や考え方を説明したうえで処理の方法や計算方法を理解できるように構成した。
- (4) 注は、本文と対比しやすいように、該当箇所の横に配置した。
- (5) 「財務会計」の学習への興味・関心の喚起、個々の学習事項の確実な理解、幅広い知識教養のために、「Let's Try」「トリビア」の囲み記事を設けた。
- (6) 図解を多く用いて、記帳手続きの流れや学習事項の相互関係などを視覚的に理解できるように配慮している。
- (7) 本書では、本文中に「例題」を設け、各章末に「練習問題」、編末に必要な応じ「総合問題」さらに巻末には「記帳例題」を設けることにより、個別の学習事項の確実な理解から、記帳手続きの全体的な流れ等の理解、そして、正確で迅速な記帳技術の習得までを段階的に学習できるように構成した。
- (8) 本書では、各学習の理解を深めるために、会社法・会社計算規則などを参照するよう、本文中に指示を示した。
- (9) カラーユニバーサルによる全編カラーとし、記帳体系や金額記入の流れなどについて視覚的に理解できるようにした。

## 2. 対照表

図書の構成・内容	学習指導要領の内容	該当箇所	配当 時数
第1編 財務会計の基礎 第1章 企業と企業会計 第2章 企業会計制度と会計基準	(1) 財務会計の概要 ア 企業会計と財務会計の意義・役割 イ 財務諸表の構成要素 ウ 会計法規と会計基準	p. 9~24	2 3
第2編 資産 第3章 資産の分類と評価 第4章 流動資産(その1 当座資産)	(2) 会計処理 ア 資産と負債	p. 25~92	2 4

第5章 流動資産（その2 棚卸資産・その他の流動資産）			4
第6章 固定資産（その1 有形固定資産）			2
第7章 固定資産（その2 リース取引）			2
第8章 固定資産（その3 減価償却）			3
第9章 固定資産（その4 無形固定資産）			2
第10章 固定資産（その5 投資その他の資産）			4
第3編 負債と純資産 第11章 負債 第12章 純資産	(2) 会計処理 ア 資産と負債 イ 純資産	p. 93～122	5 7
第4編 損益計算 第13章 損益計算の意味と基準 第14章 営業損益の計算 第15章 経常損益の計算（その1 営業外損益） 第16章 経常損益の計算（その2 外貨建取引） 第17章 当期純利益の計算（その1 特別損益） 第18章 当期純利益の計算（その2 法人税等）  記帳例題 第1例題 総合学習	(2) 会計処理 ウ 収益と費用 エ 税	p. 123～178  p. 258～260 p. 264	2 9 2 2 2 4  3 2
第5編 財務諸表の作成 第19章 貸借対照表の作成 第20章 損益計算書の作成 第21章 その他の財務諸表の作成  記帳例題 第2例題 その1	(3) 財務諸表の作成 ア 資産・負債・純資産に関する財務諸表 イ 収益・費用に関する財務諸表	p. 179～204  p. 261～262	5 5 3  3
第6編 財務諸表の活用 第22章 財務諸表分析 第23章 連結財務諸表の活用  記帳例題 第2例題 その2 総合学習	(4) 財務諸表分析の基礎 ア 財務諸表分析の意義 イ 財務諸表分析の方法	p. 205～232  p. 263 p. 265～266	8 2  2 2
発展編 連結財務諸表 第24章 連結財務諸表の作成（その1） 第25章 連結財務諸表の作成（その2）		p. 233～257	4 5
		計	105

# 編 修 趣 意 書

(発展的な学習内容の記述)

※受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
107-114	高等学校	商業	財務会計 I	
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教科書名		

ページ	記 述	類 型	関連する学習指導要領の内容や 内容の取扱いに示す事項	ページ数
233～ 257	発展編	1		25
合計				25

- (備考)
- ・ 学習指導要領上、隣接した後の学年等の学習内容（隣接した学年等以外の学習内容であっても、当該学年等の学習内容と直接的な系統性があるものを含む）とされている内容…… 1
  - ・ 学習指導要領上、どの学年等でも扱うこととされていない内容…… 2

常用漢字以外の使用漢字一覧

使用漢字	霞	萩	趨
初出ページ	143	177	212

# 出典一覧表

申請図書			出典				備考	
ページ	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者		発行年次等
巻頭特集1	取締役会	写真						アフロ
巻頭特集1	株主総会	写真						朝日新聞フォト
9	第1編とびら	写真						(株)エッジ・デザインオフィス提供
25	第2編とびら	写真						(株)エッジ・デザインオフィス提供
93	第3編とびら	写真						(株)エッジ・デザインオフィス提供
123	第4編とびら	写真						(株)エッジ・デザインオフィス提供
179	第5編とびら	写真						(株)エッジ・デザインオフィス提供
205	第6編とびら	写真						(株)エッジ・デザインオフィス提供
233	発展編とびら	写真						(株)エッジ・デザインオフィス提供

## ※上記以外は自社作成

(備考) 1 「申請図書」の欄については次のとおりとする。

- ① 「ページ」の欄には、引用又は新たに作成した教材や資料等の申請図書における掲載ページを示す。
- ② 「名称」の欄には、引用した教材や資料等の申請図書における名称を示す。
- ③ 「種別」の欄には、国語教材、楽譜、写真、図、挿絵、表、グラフ、地図などの別を示す。

2 「出典」の欄については次のとおりとする。

- ① 出典が一般図書の場合は、当該図書の名称（版次を含む。）、掲載ページ、著作者・編集者等、発行者及び発行年次を各欄に示す。
- ② 出典が定期刊行物の場合は、発行年次等欄に巻号、発行月日等を示す。
- ③ 出典が図書でない場合には、備考欄に資料提供者や所有者の氏名又は名称、及び当該資料に付された整理番号等を示すなど、出典を確認することが可能な情報を記入する。

3 出典を基に申請図書の発行者が改変を行った場合又は新たに作成を行った場合は、「備考」欄にその旨を示す。

4 (1) 写真等については、肖像権等の権利処理を必要に応じて行うこと。

- (2) 著作物の掲載に当たっては、著作権法第33条に基づき、掲載する旨を著作権者に通知するとともに、補償金を著作権者に支払う必要があることに留意すること（別途契約を締結する場合を除く）。

備考4の内容について確認しました。



## ウェブサイトのアドレスの掲載箇所一覧表

申請図書		学習上の参考に供する情報			備考	
番号	ページ	種別	参照先	URL		概要
1	8,表4	二次元コード, URL	自社	自社ページURL	一次遷移画面	別紙1および別紙A,B,C添付
2	33,35,37,39,41,43	二次元コード	自社	自社ページURL	第4章例題解説動画	別紙2-1,2,3,4,5,6,7,8,9,10添付
3	47,49,51,55	二次元コード	自社	自社ページURL	第5章例題解説動画	別紙3-1,2,3,4添付
4	67	二次元コード	自社	自社ページURL	第7章例題解説動画	別紙4-1添付
5	75	二次元コード	自社	自社ページURL	第8章例題解説動画	別紙5-1添付
6	79	二次元コード	自社	自社ページURL	第9章例題解説動画	別紙6-1添付
7	85	二次元コード	自社	自社ページURL	第10章例題解説動画	別紙7-1添付
8	97,103	二次元コード	自社	自社ページURL	第11章例題解説動画	別紙8-1,2添付
9	109,111,113,117,119	二次元コード	自社	自社ページURL	第12章例題解説動画	別紙9-1,2,3,4,5,6添付
10	131,133	二次元コード	自社	自社ページURL	第14章例題解説動画	別紙10-1,2,3,4添付
11	149,151,153,155	二次元コード	自社	自社ページURL	第16章例題解説動画	別紙11-1,2,3,4,5,6,7添付
12	165,169,171,173,175	二次元コード	自社	自社ページURL	第18章例題解説動画	別紙12-1,2,3,4,5,6,7添付
13	197	二次元コード	自社	自社ページURL	第21章例題解説動画	別紙13-1添付
14	223	二次元コード	自社	自社ページURL	第22章例題解説動画	別紙14-1添付
15	237,239	二次元コード	自社	自社ページURL	第24章例題解説動画	別紙15-1,2,3,4添付
16	268	二次元コード	自社	<a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/417AC0000000086">https://laws.e-gov.go.jp/law/417AC0000000086</a> <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/418M60000010013">https://laws.e-gov.go.jp/law/418M60000010013</a> 自社ページURL	法令検索（会社法）のページ 法令検索（会社計算規則）のページ 企業会計原則，企業会計原則注解条文	別紙C添付 別紙C添付 別紙B添付

コンテンツについて    ご利用にあたって

[全コンテンツを表示](#)

## 書名入る

Q ページ検索

100 ページ

Q ジャンル検索

 例題解説動画

 教科書掲載問題解答用紙

 企業会計原則・企業会計原則注解

 会社法・会社計算規則

Q 単元検索

第1章 企業と企業会計	第2章 企業会計制度と会計基準
第3章 資産の分類と評価	第4章 流動資産（その1 当座資産）
第5章 流動資産（その2 棚卸資産・その他の流動資産）	第6章 固定資産（その1 有形固定資産）
第7章 固定資産（その2 リース取引）	第8章 固定資産（その3 減価償却）
第9章 固定資産（その4 無形固定資産）	第10章 固定資産（その5 投資その他の資産）
第11章 負債	第12章 純資産
第13章 損益計算の意味と基準	第14章 営業損益の計算
第15章 経常損益の計算（その1 営業外損益）	第16章 経常損益の計算（その2 外貨建取引）
第17章 当期純利益の計算（その1 特別損益）	第18章 当期純利益の計算（その2 法人税等）
第19章 貸借対照表の作成	第20章 損益計算書の作成
第21章 その他の財務諸表の作成	第22章 財務諸表分析
第23章 連結財務諸表の活用	第24章 連結財務諸表の作成（その1）
第25章 連結財務諸表の作成（その2）	巻末 記帳例題
付録 会計法規集	

全コンテンツを表示

# 書名入る

## ページ検索

100 ページ 検索

## ジャンル検索

- 例題解説動画
- 教科書掲載問題解答用紙
- 企業会計原則・企業会計原則注解
- 会社法・会社計算規則

別紙 C

別紙 B

別紙 A

## 単元検索

第1章	企業と企業会計	第2章	企業会計制度と会計基準
第3章	資産の分類と評価	第4章	流動資産（その1 当座資産）
第5章	流動資産（その2 棚卸資産・その他の流動資産）	第6章	固定資産（その1 有形固定資産）
第7章	固定資産（その2 リース取引）	第8章	固定資産（その3 減価償却）
第9章	固定資産（その4 無形固定資産）	第10章	固定資産（その5 投資その他の資産）
第11章	負債	第12章	純資産
第13章	損益計算の意味と基準	第14章	営業損益の計算
第15章	経常損益の計算（その1 営業外損益）	第16章	経常損益の計算（その2 外貨建取引）
第17章	当期純利益の計算（その1 特別損益）	第18章	当期純利益の計算（その2 法人税等）
第19章	貸借対照表の作成	第20章	損益計算書の作成
第21章	その他の財務諸表の作成	第22章	財務諸表分析
第23章	連結財務諸表の活用	第24章	連結財務諸表の作成（その1）
第25章	連結財務諸表の作成（その2）	巻末	記帳例題
付録	会計法規集		

別紙 3-1~3-4

別紙 2-1~2-10

別紙 4-1

別紙 5-1

別紙 6-1

別紙 7-1

別紙 8-1~8-2

別紙 9-1~9-6

別紙 10-1~10-4


別紙 11-1~11-7

別紙 12-1~12-7

別紙 13-1

別紙 14-1

別紙 15-1~15-4

 例 2

3月31日(決算日)の当座預金出納帳の残高は¥549,000であり、東西銀行からの残高証明書の残高は¥769,000であった。この不一致の原因を調査したところ、次のことが判明した。よって、当座預金出納帳残高の修正に必要な仕訳を示し、当座預金出納帳残高と銀行の残高証明書の残高の両方を調整する方法によって、銀行勘定調整表を作成しなさい。

 例 3

1. 渋谷商事株式会社は目黒商事株式会社から商品 ¥290,000 を仕入れ、代金は掛けとした。
2. 渋谷商事株式会社は上記の買掛金について、電子債権記録機関に発生記録の請求を行い、電子記録債務の発生記録が行われた。

## 例 4

渋谷商事株式会社は、電子債権記録機関に発生記録した電子記録債務¥290,000について支払期日が到来し、当座預金口座から引き落とされた。

## 仕訳

渋谷商事株式会社			
(借) 電子記録債務	290,000	(貸) 当座預金	290,000
目黒商事株式会社			
(借) 当座預金	290,000	(貸) 電子記録債権	290,000

## 例 5

- 新宿商店に対する買掛金¥120,000の支払いのため、電子債権記録機関に取引銀行を通じて電子記録債権の譲渡記録を行った。
- 電子債権記録機関に取引銀行を通じて電子記録債権¥450,000の取引銀行への譲渡記録を行い、取引銀行から¥3,800が差し引かれた残額が当座預金口座に振り込まれた。

## 仕訳

1. (借) 買掛金	120,000	(貸) 電子記録債権	120,000
2. (借) 当座預金	446,200	(貸) 電子記録債権	450,000
	電子記録債権 売却損		3,800

## 例 7

1. 商品 ¥250,000 をクレジットカード払いの条件で販売した。なお、クレジット会社への手数料(販売代金の2%)を計上した。
2. クレジット会社から上記手数料を差し引いた手取額が当店の当座預金口座に入金された。

## 仕訳

- |                 |         |              |         |
|-----------------|---------|--------------|---------|
| 1. (借) クレジット売掛金 | 245,000 | (貸) 売上       | 250,000 |
| 支払手数料           | 5,000   |              |         |
| 2. (借) 当座預金     | 245,000 | (貸) クレジット売掛金 | 245,000 |

## 例 8

1. 売買目的で静岡商事株式会社の株式20株を1株 ¥70,000 で購入し、手数料 ¥40,000 とともに、小切手を振り出して支払った。
2. 上記株式のうち15株を1株 ¥76,000 で売却し、手数料 ¥35,000 を差し引かれ、手取金は小切手で受け取り、ただちに当座預金とした。

## 例 9

5月10日 杉並商事株式会社は、中野商事株式会社から売買目的で額面¥3,000,000の社債を¥100につき¥97で買い入れ、代金および端数利息¥39,000を小切手を振り出して支払った。なお、利払日は6月末、12月末の年2回で、利率は年3.65%である。

6月30日 上記の社債について、半年分の利息¥54,750が当座預金に入金された。

## 例10

12月25日 杉並商事株式会社は、かねて売買目的で額面¥3,000,000の社債を¥100につき¥97で買い入れていたが、このうち額面¥2,000,000を¥100につき¥99で売却し、代金および端数利¥35,600を現金で受け取った。なお、利払日は6月末、12月末の年2回で、利率は年3.65%である。

### 仕 訳

(借)現金	2,015,600	(貸)売買目的有価証券	1,940,000
		有価証券売却益	40,000
		有価証券利息	35,600

## 例11

決算にあたり、売買目的で取得した社債(額面¥2,000,000)に対する10日分の利息の未収額を計上した。ただし、利払日は6月末と12月末の年2回、年利率3.65%、決算日は3月31日(年1回)である。

### 仕訳

(借)未収有価証券利息 2,000 (貸)有価証券利息 2,000

## 例12

決算にあたり、売買目的で保有する次の有価証券を時価によって評価した。

A社株式	帳簿価額	¥500,000	時価	¥470,000
B社社債	帳簿価額	¥600,000	時価	¥730,000

### 仕訳

(借)売買目的有価証券 100,000 (貸)有価証券評価益 100,000

**例 1**

次の資料によって、売上原価を継続記録法と棚卸計算法で計算しなさい。

資 料

前期繰越数量	1,000個	帳簿上の払出数量	4,700個
当期仕入数量	5,000個	実地棚卸数量	1,150個
仕入単価	¥500		

**例 2**

A品について、6月中の取引は次のとおりである。a. 先入先出法, b. 移動平均法, c. 総平均法によって、商品有高帳を作成し、売上原価と月末棚卸高を計算しなさい。

6月1日	前期繰越	100個	@¥	600
11日	売り上げ	50個	@¥	1,000
18日	仕入れ	150個	@¥	640
26日	売り上げ	170個	@¥	1,050

### 例 3

愛媛商事株式会社の商品に関する次の資料によって、①棚卸減耗損、②商品評価損および③商品の次期繰越高を計算しなさい。

#### 資 料


期末商品棚卸高

帳簿棚卸数量	800個	原価	@¥300
実地棚卸数量	750個	正味売却価額	@¥260

### 例 5

次の資料から、売価還元法により期末商品棚卸高を求め、決算整理仕訳を示しなさい。

	( 売 価 )	( 原 価 )
期首商品棚卸高	¥ 800,000	¥ 576,000
当期純仕入高	¥ 4,200,000	¥ 2,924,000
期末商品棚卸高	¥ 900,000	¥ <input type="text"/>

 例 1

令和〇1年4月1日(期首)において、リース会社からリース物件として備品を調達し、リース期間5年にわたり、毎期末にリース料¥50,000を現金で支払うことにした。この取引は、ファイナンス・リース取引と判定され、当該備品の現金購入価額は¥220,000と見積もられた。減価償却は、定額法 残存価額は零(0) 耐用年数はリース期間とし、記帳方法は間接法とする。

①取得時 ②リース料支払い時 ③決算時における (1)利子込み法 (2)利子抜き法(支払利息の配分は定額法による)の仕訳を示しなさい。

## 例 4

1. 第6期(決算年1回)初頭に営業用自動車を¥2,500,000で買い入れ、この代金はこれまで使用してきた営業用自動車を¥450,000で引き取らせ、新車の代金との差額は小切手を振り出して支払った。ただし、この旧車は第4期初頭に¥2,000,000で買い入れたもので、定率法により毎期の償却率を0.500として減価償却費を計算し、間接法で記帳してきた。

### 仕 訳

1. (借)	車両運搬具 減価償却累計額	1,500,000	(貸)車両運搬具	2,000,000
	車両運搬具	2,500,000	当座預金	2,050,000
	固定資産売却損	50,000		

 例 3

秋田商事株式会社(決算年1回 3月31日)は、東南商会を取得し、取得対価は小切手を振り出して支払った。両社の貸借対照表が次のとおりである場合、

- ① 東南商会ののれんの取得原価を計算し、
- ② 取得時に必要な仕訳を行い、
- ③ 取得後の貸借対照表を作成しなさい。

ただし、東南商会の平均利益額を¥800,000 同種企業の平均利益率を8%として収益還元価値を求め、その金額を取得対価とした。また、秋田商事は東南商会に対し、売掛金 ¥600,000 がある。なお、東南商会の資産と負債の時価は、帳簿価額に等しいものとする。

**例 2**

4月1日 満期保有目的で、宮城商事株式会社の社債額面 ¥1,000,000 を発行と同時に ¥100 につき ¥97 で買い入れ、代金は小切手を振り出して支払った。なお、この社債の償還期限は3年 利率は年1% (利払日9月末と3月末) である。また、決算は年1回 3月31日である。

**仕 訳**

4/1

(借) 満期保有目的債券 970,000	(貸) 当座預金	970,000
----------------------	----------	---------

## 例 1

1. 秋田商店から商品 ¥300,000 を仕入れ、代金は盛岡商店振り出しの約束手形 ¥300,000 を裏書譲渡した。なお、保証債務の時価を手形額面の1%と見積もった。

### 仕訳及び図解

1. (借) 仕入	300,000	(貸) 受取手形	300,000
保証債務費用	3,000	保証債務	3,000

## 例 8

1. 得意先南北商会の借入金 ¥500,000 について債務を保証した。
2. 上記の南北商会が、支払期日に返済できなかったため、利息 ¥30,000 とともに、小切手を振り出して立て替えて支払った。

### 仕訳

1. (借) 保証債務見返	500,000	(貸) 保証債務	500,000
2. (借) 未収入金	530,000	(貸) 当座預金	530,000
保証債務	500,000	保証債務見返	500,000

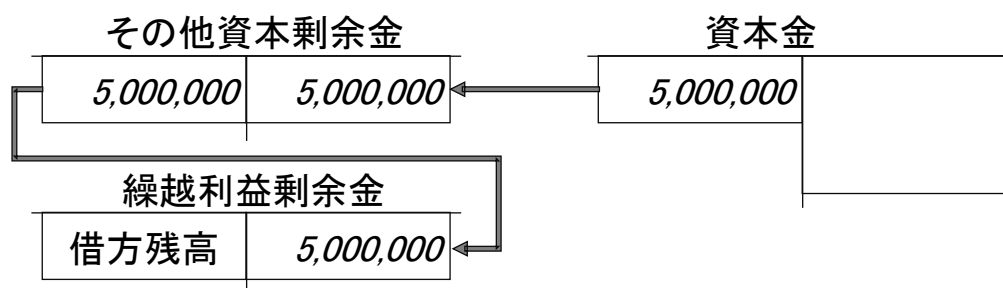
## 例 4

北国株式会社は、株主総会の決議にもとづいて、資本金 ¥5,000,000 を減少して、その他資本剰余金を同額増加させたうえで、繰越利益剰余金勘定の借方残高 ¥5,000,000 を填補した。

### 仕訳及び図解

(借) 資本金 5,000,000 (貸) その他資本剰余金 5,000,000

(借) その他資本剰余金 5,000,000 (貸) 繰越利益剰余金 5,000,000



## 例 6

長浜商事株式会社は、松原商事株式会社を吸収合併した。下記の資料および両者の合併直前の貸借対照表によって、

- (1) 長浜商事(株)の合併時の仕訳を示しなさい。
- (2) 合併後の貸借対照表を作成しなさい。

### 資料

- ① 長浜商事(株)が松原商事(株)の株主に交付する新株式は200株であり、1株の時価は¥60,000である。
- ② 合併契約書によれば、長浜商事(株)において増加する資本金の額は¥2,000,000であり、増加するその他資本剰余金の額は¥10,000,000である。
- ③ 松原商事(株)の有価証券の時価は¥2,300,000であり、その他の資産と負債の時価は帳簿価額に等しかった。
- ④ 長浜商事(株)は、松原商事(株)に対して売掛金 ¥2,000,000 がある。

## 例 7

6月20日 関東商事株式会社は、株主総会において、剰余金 ¥10,000,000(その他資本剰余金 ¥4,000,000 繰越利益剰余金 ¥6,000,000)の配当を行うことを決議した。なお、配当にともない、その他資本剰余金の配当額の $\frac{1}{10}$ に相当する額を資本準備金として、繰越利益剰余金の配当額の $\frac{1}{10}$ に相当する額を利益準備金として計上した。

7月1日 上記の配当金を小切手を振り出して支払った。

## 仕 訳

6/20

(借)繰越利益剰余金	6,600,000	(貸)未払配当金	10,000,000
その他資本剰余金	4,400,000	利益準備金	600,000
		資本準備金	400,000

## 例 13

中国商事株式会社は、新株予約権10個を1個につき¥50,000で発行し、受け取った払込金額¥500,000は当座預金とした。

## 仕 訳

(借)当座預金	500,000	(貸)新株予約権	500,000
---------	---------	----------	---------

## 例14

中国商事株式会社は、例13で発行した新株予約権のうち5個の権利行使があったので新株式を交付し、払い込みを受けた権利行使価額¥1,000,000(新株予約権1個あたりの権利行使価額¥200,000)を当座預金とした。なお、新株予約権の金額および権利行使価額の $\frac{1}{2}$ の金額を資本金に計上しないことにした。

### 仕訳

(借)当座預金	1,000,000	(貸)資本金	625,000
新株予約権	250,000	資本準備金	625,000

## 例15

中国商事株式会社は、例13で発行した新株予約権のうち5個の権利行使があったので、帳簿価額¥1,200,000の自己株式を交付し、払い込みを受けた権利行使価額¥1,000,000(新株予約権1個あたりの権利行使価額¥200,000)を当座預金とした。

### 仕訳

(借)当座預金	1,000,000	(貸)自己株式	1,200,000
新株予約権	250,000	その他資本剰余金	50,000

## 例 1

4月10日 当社は、顧客との間で、A商品¥30,000とB商品¥50,000を引き渡す契約を締結した。当社は、A商品とB商品の両方の引き渡し後に、顧客に対して代金を請求する。

5月6日 A商品の引き渡しを完了した。

6月12日 B商品の引き渡しを完了し、契約をすべて履行した。

### 仕訳

4/10 仕訳なし

5/6 (借) 契約資産 30,000 (貸) 売上 30,000

6/12 (借) 売掛金 80,000 (貸) 売上 50,000  
 契約資産 30,000

## 例 2

8月2日 当社は、顧客との間で、商品¥40,000を引き渡す契約を締結し、対価を現金で受け取った。

9月4日 商品の引き渡しを完了し、契約をすべて履行した。

### 仕訳

4/1 (借) 現金 40,000 (貸) 契約負債 40,000

10/31 (借) 契約負債 40,000 (貸) 売上 40,000

### 例 3

1. 当社は、顧客に対して商品¥400,000を販売した。この取引については、契約上定められた5%のリベートを支払うための条件が達成される可能性が高いと見込まれている。
2. 上記の条件が達成され、売掛金のうちリベートを控除した額を現金で回収した。

#### 仕 訳

1. (借) 売掛金	400,000	(貸) 売上	380,000
		返金負債	20,000
2. (借) 現金	380,000	(貸) 売掛金	400,000
返金負債	20,000		

### 例 4

当社は、顧客に対してC商品とD商品を販売する契約を¥200,000で締結し、ただちにD商品を顧客に引き渡した。C商品とD商品の独立販売価格の比率は、70対30であった。

#### 仕 訳

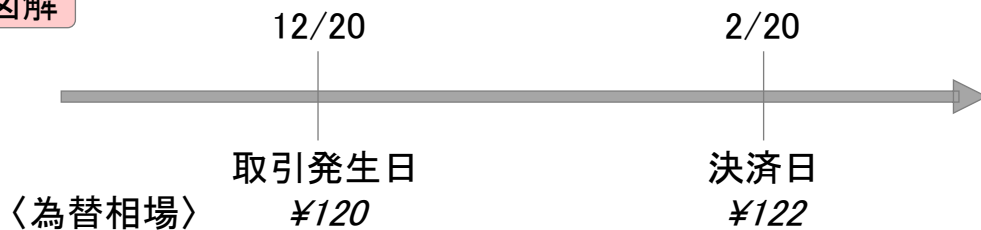
9/30 (借) 契約資産	60,000	(貸) 売上	60,000
---------------	--------	--------	--------

## 例 1

12月20日 アメリカの得意先に商品 2,000ドルを売り上げ、代金は掛けとした。なお、決済日は2月20日の予定であり、12月20日の為替相場は1ドルあたり¥120であった。

## 図解及び仕訳

## 図解



## 仕訳

12/20 (借)売掛金 240,000 (貸)売上 240,000

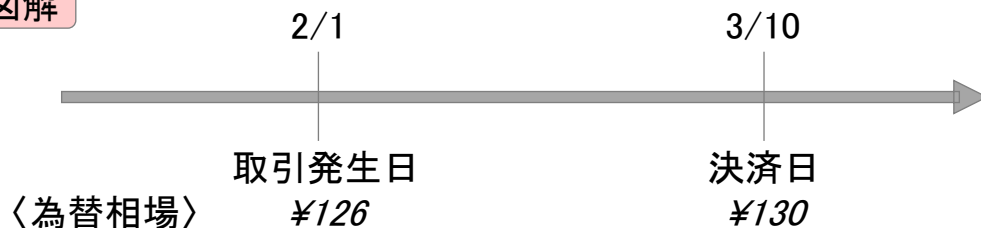
© Jikkyo Shuppan Co., Ltd. All rights reserved.

## 例 2

2月1日 フランスの仕入先から商品 3,000ユーロを掛けて仕入れた。仕入時の為替相場は1ユーロあたり¥126であった。

## 図解及び仕訳

## 図解



## 仕訳

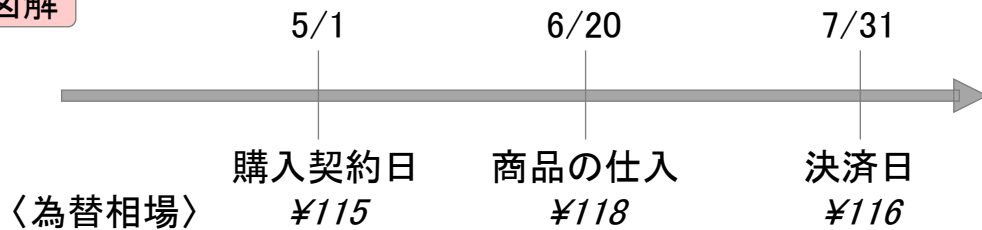
2/1 (借)仕入 378,000 (貸)買掛金 378,000

### 例 3

5月1日 アメリカの取引先から商品300ドルを購入する契約をし、前払金として30ドルを現金で支払った。前払金支払時の為替相場は、1ドルあたり¥115であった。

#### 図解及び仕訳

##### 図解



##### 仕訳

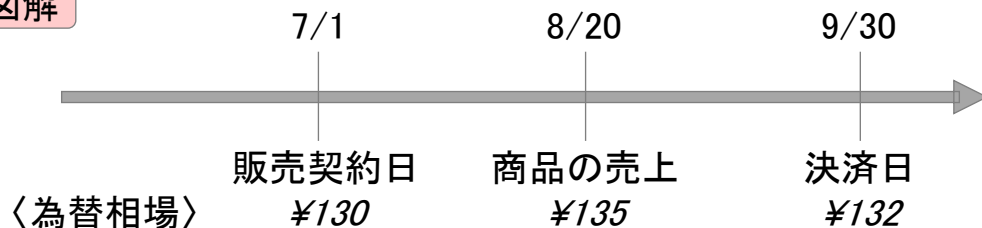
5/1 (借)前払金 3,450 (貸)現金 3,450

### 例 4

7月1日 ドイツの取引先へ商品1,000ユーロを販売する契約をし、前受金として200ユーロを現金で受け取った。取引発生日の為替レートは1ユーロあたり¥130であった。

#### 図解及び仕訳

##### 図解



##### 仕訳

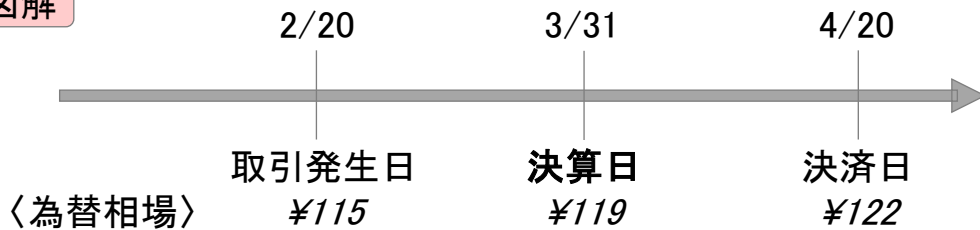
7/1 (借)現金 26,000 (貸)前受金 26,000

## 例 5

2月20日 アメリカの得意先に商品 3,000ドルを売り上げ、代金は掛けとした。なお、決済日は4月20日の予定であり、2月20日の為替相場は 1ドルあたり¥115であった。

### 図解及び仕訳

#### 図解



#### 仕訳

2/20 (借)売掛金 345,000 (貸)売上 345,000

## 例 6

1月10日 アメリカの得意先に商品を2,000ドルで掛売りした。同時に、取引銀行との間で2,000ドルを1ドルあたり¥150で売る為替予約契約を締結した。

### 仕訳

1/10 (借)売掛金 300,000 (貸)売上 300,000



## 例 1

次の各問題の課税所得と法人税等の金額を求めなさい。なお、法人税等の税率は30%とする。

1. 貸倒引当金繰入額 ¥3,000 について、法人税法上、損金と認められなかった。当期の税引前当期純利益は ¥497,000 であった。
2. 益金不算入とされる受取配当金が ¥70,000 あった。当期の税引前当期純利益は ¥178,000 であった。

### 解答

1. 課税所得  $¥497,000 + ¥3,000 = ¥500,000$   
法人税等  $¥500,000 \times 30\% = ¥150,000$
2. 課税所得  $¥178,000 - ¥70,000 = ¥108,000$   
法人税等  $¥108,000 \times 30\% = ¥32,400$

## 例 2

次の一連の取引の仕訳を示しなさい。

1. 法人税・住民税・事業税の中間申告を行い、前年度の合計額 ¥1,200,000 の2分の1を、普通預金から納付した。
2. 決算にさいし、当期の法人税・住民税・事業税の合計額 ¥1,320,000 を計上した。
3. 法人税・住民税・事業税の確定申告を行い、決算で計上した法人税等の額から中間申告を差し引いた額を普通預金から納付した。

### 仕訳

1. (借) 仮払法人税等 600,000 (貸) 現金 600,000
2. (借) 法人税等 1,320,000 (貸) 仮払法人税等 600,000  
未払法人税等 720,000
3. (借) 未払法人税等 720,000 (貸) 現金 720,000

### 例 3

次の取引について、仕訳を示しなさい。

- 第1期の決算において売掛金¥300,000について、¥6,000の貸倒引当金を設定した。しかし、法人税法上の繰入限度額は¥3,000であるため、超過額¥3,000は損金不算入となった。なお、法人税等の税率は30%であり、税効果会計を適用する。
- 第2期において上記の売掛金のうち¥10,000が貸し倒れた。なお、貸倒引当金の残高は¥6,000である。また、これにともない一時差異は解消された。

#### 仕 訳

- |                |     |             |     |
|----------------|-----|-------------|-----|
| 1. (借) 繰延税金資産  | 900 | (貸) 法人税等調整額 | 900 |
| 2. (借) 法人税等調整額 | 900 | (貸) 繰延税金資産  | 900 |

### 例 4

次の取引について、仕訳を示しなさい。

- 第1期の期末において、期首に取得した備品¥240,000を、会計上8年の耐用年数(残存価額¥0)で定額法により減価償却を行った。法人税法上の法定耐用年数は10年(残存価額¥0)である。なお、法人税等の税率は30%であり、税効果会計を適用する。

#### 仕 訳

- |              |        |               |        |
|--------------|--------|---------------|--------|
| 1. (借) 減価償却費 | 30,000 | (貸) 備品減価償却累計額 | 30,000 |
| (借) 繰延税金資産   | 1,800  | (貸) 法人税等調整額   | 1,800  |



## 例 7

次の取引について、税効果会計に関する仕訳を示しなさい。

1. 上記例6の株式の期末時価が¥800,000となった。
2. 上記の株式について翌期首に洗替処理を行った。

### 仕 訳

- |                                                |                                             |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 1. (借) 其他有価証券 100,000                          | (貸) 繰延税金負債 30,000<br>其他有価証券<br>評価差額金 70,000 |
| 2. (借) 繰延税金負債 30,000<br>其他有価証券<br>評価差額金 70,000 | (貸) 其他有価証券 100,000                          |

## 例 1

p.183の例1に示された関東商事株式会社について、株主資本等変動計算書を作成しなさい。なお、株主資本等の各項目を横に並べる形式による。また、追加資料は次のとおりである。

### 資料

① 純資産の部の当期首残高

資本金	¥15,000,000	資本準備金	¥ 2,000,000
利益剰余金	1,500,000	別途積立金	1,000,000
繰越利益剰余金	4,500,000	新株予約権	3,000,000

② 当期首において新株を発行し、資本金¥5,000,000 資本準備金¥1,200,000を計上している。

③ 株主総会で剰余金の処分を次のとおり行っている。

配当金	¥1,000,000	利益準備金	¥ 100,000
別途積立金	360,000		

## 例 7

令和〇3年度のX社, Y社両社の貸借対照表と損益計算書, ならびに資料を参考に, 令和〇3年度の両社の財務比率を計算し, X社の収益性・効率性, 安全性, 成長性を分析し, Y社と比較しなさい。

(単位: 千円)

## 例 1

令和〇1年度末にP社(親会社)は, S社(子会社)の株式100%を¥1,500で取得し支配を獲得した。このときのS社の資本金は¥1,000 利益剰余金は¥500であった。よって, 投資と資本を相殺消去するための連結仕訳を示しなさい。

### 仕 訳

(借) 資本金	1,000	(貸) 子会社株式	1,500
利益剰余金	500		

## 例 2

令和〇1年度末にP社(親会社)は, S社(子会社)の株式100%を¥1,800で取得して支配した。このときのS社の, 資本金は¥1,000 利益剰余金は¥500であった。よって, 投資と資本を相殺消去するための連結仕訳を示しなさい。

### 仕 訳

(借) 資本金	1,000	(貸) 子会社株式	1,800
利益剰余金	500		
のれん	300		





第2章

学年		組	番
名			
前			

1.

(1)		(2)		(3)	
(4)		(5)			

2.

(1)	ア		イ			の原則
(2)	ウ		エ			の原則
(3)	オ					の原則
(4)	カ		キ			の原則
(5)	ク		ケ			の原則
(6)	コ		サ			の原則
(7)	シ		ス		セ	
						の原則

3.

(1)		の原則	(2)		の原則
(3)		の原則	(4)		の原則

4.

会 社 法	
金融商品取引法	

第3章

	学年	組	番
名前			

1.

(1)	ア			
(2)	イ		ウ	エ
(3)	オ		カ	キ
	ク		ケ	
(4)	コ		サ	

2.

(ア)	当座資産	
(イ)	棚卸資産	
(ウ)	その他の流動資産	
(エ)	有形固定資産	
(オ)	無形固定資産	
(カ)	投資その他の資産	

3.

(1)	(過大 ・ 過小)	(過大 ・ 過小)	(過大 ・ 過小)	(過大 ・ 過小)
(2)	(評価損・評価益)	(評価損・評価益)	(原価基準・時価基準)	(有形固定資産・売買目的有価証券)

4.

時 価	原 価 基 準	時 価 基 準
¥450,000の場合	¥	¥
¥310,000の場合	¥	¥

第4章

	学年	組	番
名前			

1.

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	
(3)	(借)		(貸)	
(4)	(借)		(貸)	
(5)	(借)		(貸)	

<u>銀行勘定調整表</u>			
〇〇銀行 ××支店		令和〇年3月31日	
	当座預金出納帳	銀行残高証明書	
	3月31日現在残高	¥	¥
加算	-----		
	-----		
	-----		
	計	-----	
減算	-----		
	-----		
	調整後当座預金残高	¥	¥

第5章

	学年	組	番
名前			

1.

	先入先出法	移動平均法	総平均法
払出価額 (売上原価)			
次月繰越高 (月末商品棚卸高)			

2.

(1)	ア		イ	
(2)	ウ		エ	

3.

(1)

決算整理仕訳

(借)		(貸)	
(借)		(貸)	
(借)		(貸)	
(借)		(貸)	

決算振替仕訳

(借)		(貸)	
(借)		(貸)	

第6章

	学年	組	番
名前			

1.

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	
(3)	(借)		(貸)	
(4)	(借)		(貸)	
(5)	(借)		(貸)	
(6)	(借)		(貸)	
(7)	(借)		(貸)	
(8)	(借)		(貸)	

2.

ア		イ	
---	--	---	--

第7章

	学年	組	番
名前			

1.

利子込み法

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	
(3)	(借)		(貸)	

利子抜き法

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	
(3)	(借)		(貸)	

2.

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	

第8章

	学年	組	番
名前			

1.

(1)	ア				
(2)	イ		ウ		エ
(3)	オ		カ		キ

2.

償却法	定 額 法		定 率 法	
償却期	減価償却費	減価償却累計額	減価償却費	減価償却累計額
1	(ア )	(イ )	(オ )	(カ )
2	(ウ )	(エ )	(キ )	(ク )

3.

(減価償却費の計算)

--

(仕訳)

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

4.

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	
(3)	(借)		(貸)	
(4)	(借)		(貸)	

第9章

学年		組	番
名			
前			

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	
(3)	(借)		(貸)	

第10章

学年 組 番		
名		
前		

1.

(1)	ア		イ		ウ	
	エ		オ			
(2)	カ		キ		ク	
	ケ					

2.

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	
(3)	(借)		(貸)	
(4)	(借)		(貸)	
(5)	(借)		(貸)	

3.

問1				
問2				
問3				
問4	(借)		(貸)	

4.

貸倒見積額	
-------	--

	学年	組	番
名前			

第2編 総合問題

1.

3月中の取引の仕訳

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	
(3)	(借)		(貸)	
(4)	(借)		(貸)	
(5)	(借)		(貸)	

整理仕訳

(a)	(借)		(貸)	
(b)	(借)		(貸)	
(c)	(借)		(貸)	
(d)	(借)		(貸)	
(e)	(借)		(貸)	
(f)	(借)		(貸)	
(g)	(借)		(貸)	

第11章

1.

(1)	ア		イ		ウ	
(2)	エ		オ			
(3)	カ		キ			

2.

a. 流動負債	
b. 固定負債	

3.

(1)	(ア)	(借)		(貸)	
	(イ)	(借)		(貸)	
(2)	(ア)	(借)		(貸)	
	(イ)	(借)		(貸)	
(3)	(ア)	(借)		(貸)	
	(イ)	(借)		(貸)	
(4)	(ア)	(借)		(貸)	
	(イ)	(借)		(貸)	

第 12 章

学年			組			番		
名								
前								

1.

(単位：万円)

(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	

2.

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	
(3)	(借)		(貸)	
(4)	(借)		(貸)	
(5)	(借)		(貸)	

	学年	組	番
名前			

第3編 総合問題

1. (1)

①	(借)		(貸)	
②	(借)		(貸)	
③	(借)		(貸)	
④	(借)		(貸)	
⑤	(借)		(貸)	
⑥	(借)		(貸)	
⑦	(借)		(貸)	
⑧	(a)	(借)	(貸)	
	(b)	(借)	(貸)	
	(c)	(借)	(貸)	
	(d)	(借)	(貸)	

第13章

	学年	組	番
名前			

1.

(1)	ア		イ		ウ	
	エ		オ			
(2)	カ		キ		ク	
(3)	ケ		コ		サ	
(4)	シ		ス		セ	
(5)	ソ					
(6)	タ		チ		ツ	
	テ					

2.

(1)	¥	
(2)	¥	

第 14 章

学年 組 番		
名		
前		

1.

(1)	ア		イ		ウ	
(2)	エ		オ		カ	
(3)	キ		ク			
(4)	ケ					
(5)	コ		サ			
(6)	シ		ス			
(7)	セ		ソ			

2.

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	
(3)	(借)		(貸)	
(4)	(借)		(貸)	
(5)	(借)		(貸)	
(6)	(借)		(貸)	
(7)	(借)		(貸)	
(8)	(借)		(貸)	
(9)	(借)		(貸)	
(10)	(借)		(貸)	

第 15 章

	学年	組	番
名前			

1.

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	
(3)	(借)		(貸)	
(4)	(借)		(貸)	

2.

(ア)	営業収益	
(イ)	売上原価	
(ロ)	販売費及び一般管理費	
(ハ)	営業費用	
(ニ)	営業利益	
(ヒ)	営業外収益	
(ヘ)	営業外費用	
(ホ)	経常利益	

第16章

学年 組 番		
名前		

1.

(1)	ア	
(2)	イ	
(3)	ウ	
(4)	エ	

2.

(1)	①	(借)		(貸)	
	②	(借)		(貸)	
(2)	①	(借)		(貸)	
	②	(借)		(貸)	
	③	(借)		(貸)	
(3)	①	(借)		(貸)	
	②	(借)		(貸)	
	③	(借)		(貸)	
(4)	①	(借)		(貸)	
	②	(借)		(貸)	
	③	(借)		(貸)	
	④	(借)		(貸)	

第 17 章

学年			組			番		
名								
前								

1.

(1)	(借)		(貸)	
(2)	(借)		(貸)	
(3)	(借)		(貸)	
(4)	(借)		(貸)	

2.

(7)	経常利益	
(8)	特別利益	
(9)	特別損失	

第 18 章

	学年	組	番
名 前			

1.

(1)	ア			
(2)	イ		ウ	
(3)	エ		オ	
(4)	カ		キ	
	ク			
(5)	ケ		コ	
	サ			

第4編 総合問題

	学年	組	番
名前			

1. (1)

①	(借)		(貸)	
②	(借)		(貸)	
③	(借)		(貸)	
④	(借)		(貸)	
⑤	a.	(借)	(貸)	
	b.	(借)	(貸)	
	c.	(借)	(貸)	
	d.	(借)	(貸)	
	e.	(借)	(貸)	
	f.	(借)	(貸)	
	g.	(借)	(貸)	
	h.	(借)	(貸)	



	学年	組	番
名前			

第 20 章

1.

(1)	ア		イ	
(2)	ウ		エ	
(3)	オ		カ	



第5編

	学年	組	番
名前			

1.

付記事項の仕訳

①	(借)		(貸)	
②	(借)		(貸)	
③	(借)		(貸)	
④	(借)		(貸)	
⑤	(借)		(貸)	

決算整理事項の仕訳

a.	(借)		(貸)	
b.	(借)		(貸)	
c.	(借)		(貸)	
d.	(借)		(貸)	
e.	(借)		(貸)	
f.	(借)		(貸)	
g.	(借)		(貸)	
h.	(借)		(貸)	
i.	(借)		(貸)	
j.	(借)		(貸)	
k.	(借)		(貸)	
l.	(借)		(貸)	

第 22 章

	学年	組	番
名 前			

1.

(1)	ア		イ		
(2)	ウ		エ		オ
	カ		キ		
(3)	ク		ケ		コ
	サ				
(4)	シ				
(5)	ス		セ		ソ
(6)	タ		チ		ツ

2.

①総資本営業利益率		%
②総資本経常利益率		%
③総資本利益率		%
④自己資本利益率		%
⑤売上高総利益率		%
⑥売上高営業利益率		%
⑦売上高経常利益率		%
⑧売上高純利益率		%
⑨売上原価率		%
⑩総資本回転率		回
⑪商品回転率		回

⑫商品回転期間		日
⑬固定資産回転率		回
⑭売上債権回転率		回
⑮売上債権回転期間		日
⑯流動比率		%
⑰当座比率		%
⑱自己資本比率		%
⑲負債比率		%
⑳固定比率		%
㉑固定長期適合率		%

第 23 章

	学年	組	番
名 前			

1.

(1)	ア		イ	
(2)	ウ		エ	

2.

--

3.

--

第24章

	学年	組	番
名前			

(1) 連結仕訳

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

(2) 連結精算表

連結精算表

科 目	個別貸借対照表			修正消去		連結貸借対照表	
	東日本商事	東京商事	合 計	借 方	貸 方	借 方	貸 方
(資 産)							
現 金							
売 掛 金							
商 品							
備 品							
土 地							
子会社株式							
の れ ん							
資 産 合 計							
(負 債 ・ 純 資 産)							
買 掛 金	[ ]	[ ]	[ ]				
借 入 金	[ ]		[ ]				
資 本 金	[ ]	[ ]	[ ]				
資 本 剰 余 金	[ ]	[ ]	[ ]				
利 益 剰 余 金	[ ]	[ ]	[ ]				
非支配株主持分							
負債・純資産合計	[ ]	[ ]	[ ]				

注. [ ]の金額は貸方を示す。

第 25 章

	学年	組	番
名前			

連結精算表

令和〇2年3月31日

科 目	個別財務諸表			修正消去		連結財務諸表
	P 社	S 社	合 計	借 方	貸 方	
(損益計算書)						(連結損益計算書)
売上高	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]
その他の収益	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]
売上原価						
販売費・一般管理費						
( )						
その他の費用						
当期純利益	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]
非支配株主に帰属する当期純利益						
親会社株主に帰属する当期純利益	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]
(株主資本等変動計算書【一部】)						(連結株主資本等変動計算書【一部】)
利益剰余金当期首残高	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]
親会社株主に帰属する当期純利益	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]
利益剰余金当期末残高	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]
(貸借対照表)						(連結貸借対照表)
現金預金						
売掛金						
商 品						
子会社株式						
その他の資産						
( )						
資 産 合 計						
買掛金	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]
貸倒引当金	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]
その他の負債	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]
資 本 金	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]
利益剰余金	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]
( )						[ ]
負債・純資産合計	[ ]	[ ]	[ ]			[ ]

注. [ ]の金額は貸方を示す。





## 企業会計原則

(昭和 57 年 4 月)

### 第 1 一般原則

- |                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>真 実 性 の 原 則</p> <p>正 規 の 簿 記 の 原 則</p> <p>資 本 取 引 ・ 損 益 取 引 区 分<br/>の 原 則</p> <p>明 瞭 性 の 原 則</p> <p>継 続 性 の 原 則</p> <p>保 守 主 義 (安 全 性) の 原 則</p> <p>単 一 性 の 原 則</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に因して、真実な報告を提供するものでなければならない。</li> <li>2 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(注 1)</li> <li>3 資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金を混同してはならない。(注 2)</li> <li>4 企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注 1) (注 1-2) (注 1-3) (注 1-4)</li> <li>5 企業会計は、その処理の原則及び手続きを毎期継続して適用し、みだりにこれ</li> <li>6 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。(注 4)</li> <li>7 株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。</li> </ol> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第 2 損益計算書原則

#### (損益計算書の本質)

- |                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>損 益 計 算 書 の 本 質</p> <p>発 生 主 義 の 原 則</p> <p>総 額 主 義 の 原 則</p> <p>費 用 収 益 対 応 の 原 則</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>A すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。<br/>前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。(注 5)</li> <li>B 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。</li> <li>C 費用及び収益は、その発生源から従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。</li> </ol> </li> </ol> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (損益計算書の区分)

- |                        |                                                                                                 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>損 益 計 算 書 の 区 分</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>2 損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。</li> </ol> |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 企業会計原則注解

(昭和57年4月)

### 注1 重要性の原則の適用について（一般原則2、4及び貸借対照表原則1）

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される。

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、消耗工具器具備品その他の貯蔵品等のうち、重要性の乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
- (2) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定項目として処理しないことができる。
- (3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。
- (4) たな卸資産の取得原価に含められる引取費用、関税、買入事務費、移管費、保管費等の付随費用のうち、重要性の乏しいものについては、取得原価に算入しないことができる。
- (5) 分割返済の定めのある長期の債権又は債務のうち、期限が1年以内に到来するもので重要性の乏しいものについては、固定資産又は固定負債として表示することができる。

### 注1-2 重要な会計方針の開示について（一般原則4及び5）

財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない。

会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。

会計方針の例としては、次のようなものがある。

- イ 有価証券の評価基準及び評価方法
- ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ハ 固定資産の減価償却方法
- ニ 繰延資産の処理方法
- ホ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
- ヘ 引当金の計上基準
- ト 費用・収益の計上基準

代替的な会計基準が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。

### 注1-3 重要な後発事象の開示について（一般原則4）

財務諸表には、損益計算書及び貸借対照表を作成する日までに発生した重要な後発事象を注記しなければならない。

後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすものをいう。

重要な後発事象を注記事項として開示することは、当該企業の将来の財政状態及び経営成績を理解するための補足情報として有用である。

重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。

- イ 火災、出水等による重大な損害の発生
- ロ 多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
- ハ 会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受
- ニ 重要な係争事件の発生又は解決
- ホ 主要な取引先の倒産

e-GOV 法令検索 ?

**会社法** (平成十七年法律第八十六号) 閣法 法令詳細

未施行あり

← 法令改正履歴

**令和6年11月21日 施行** ★ 現在施行 外部リンク

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律 (令和六年法律第三十二号) 閣法

Law RevisionID:417AC0000000086\_20241121\_506AC0000000032

目次 条文

平成十七年法律第八十六号

**会社法**

目次

第一編 総則

第一章 通則 (第一条—第五条)

第二章 会社の商号 (第六条—第九条)

第三章 会社の使用人等

e-GOV 法令検索 ?

**会社計算規則** (平成十八年法務省令第十三号) 府省令 法令詳細

← 法令改正履歴

**令和6年4月1日 施行** ★ 現在施行 外部リンク

会社計算規則の一部を改正する省令 (令和六年法務省令第十二号) 府省令

Law RevisionID:418M60000010013\_20240401\_506M60000010012

目次 条文

平成十八年法務省令第十三号

**会社計算規則**

会社法 (平成十七年法律第八十六号) の規定に基づき、会社計算規則を次のように定める。

目次

第一編 総則 (第一条—第三条)

第二編 会計帳簿

第一章 総則 (第四条)

第二章 資産及び負債